



2022年5月13日

各位

上場会社名 五洋建設株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 清水 琢三  
 コード番号 1893  
 上場取引所 東証プライム・名証プレミア  
 問い合わせ先 執行役員経営企画部長  
 遠藤 淳一  
 (TEL. 03-3817-7545)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会におきまして、「定款の一部変更の件」について2022年6月24日開催予定の当社第72期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 自己の株式の取得

機動的な資本政策が可能になるよう、自己の株式の取得を取締役会の決議により行うことを可能とする規定を新設する。

##### (2) 株主総会資料の電子提供

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設ける。

現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設ける。

#### 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	(自己の株式の取得)
	<u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> (第7条新設につき以降を1条ずつ繰り下げる。)
(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
<u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類およ</u>	

現行定款	変更案
<p><u>び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
	<p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第14条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日 程

定款変更の効力発生日 2022年6月24日

以 上